

令和 2 年度

船橋市地方卸売市場事業会計予算

議案第 8 号

令和 2 年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア 水産物	13,691 トン
イ 青果物	103,084 トン

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 市場事業収益	865,000 千円
第 1 項 営業収益	666,636 千円
第 2 項 営業外収益	198,264 千円
第 3 項 特別利益	100 千円

支 出

第 1 款 市場事業費用	865,000 千円
第 1 項 営業費用	842,636 千円
第 2 項 営業外費用	17,264 千円
第 3 項 特別損失	100 千円
第 4 項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 196,300 千円は、減債積立金 9,482 千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,930 千円及び過年度分損益勘定留保資金 169,888 千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	61,700 千円
第 1 項 出資金	59,000 千円
第 2 項 補助金	2,700 千円

支 出

第1款 資本的支出	258,000 千円
第1項 建設改良費	150,166 千円
第2項 企業債償還金	107,834 千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 167,051 千円

(他会計からの補助金)

第8条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、168,000千円である。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹